

DC拠出限度額の見直し

確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（通知）
（令和4年1月21日年企発0121第1号）

- ①企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和
- ②DB等の他制度掛金相当額の反映

年金・退職金総合アドバイザー
DCアドバイザー
堤 裕而

①企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和

現行

企業型DC加入者が、iDeCo（月額2.0万円以内）に**加入できる条件**

- ① iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定めがあること
- ② 事業主掛金の上限
月額5.5万円から月額3.5万円に引き下げていること

（注）DB等の他制度にも加入している場合 2.0→1.2万円、5.5→2.75万円、3.5→1.55万円

現状の課題

事業主掛金が高い従業員が一部いること等により事業主掛金の上限の引下げは困難となっているため、ほとんど**活用されていない現状**にある。

施行日	変更内容
2022年10月1日	<p>企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくてもiDeCoへの加入が可能</p> <p>【拠出可能額】 月額5.5万円から事業主掛金等を控除した範囲内 (ただし、月額2.0万円を上限) ※DB等の他制度に加入している場合 5.5万円→2.75万円、2.0万円→1.2万円</p>

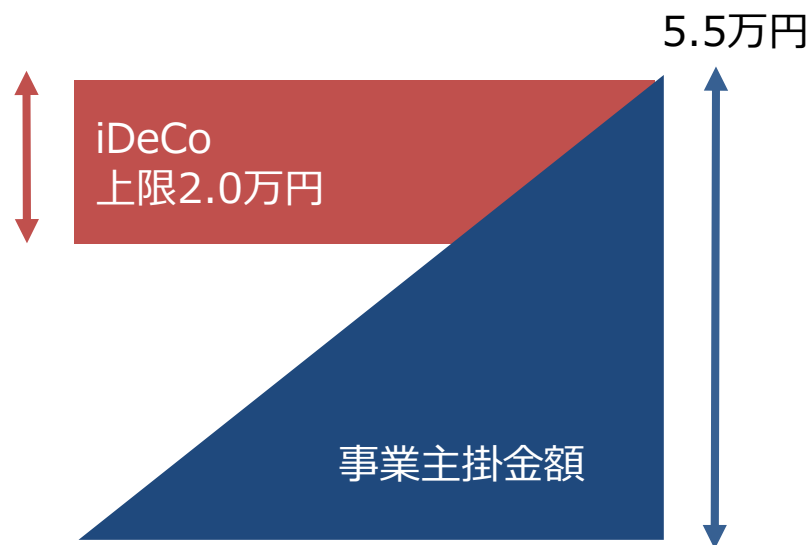


マッチング拠出とiDeCo加入の選択が
個人ごとに可能になる

	iDeCo	マッチング拠出
運営管理機関	個人で選択	事業主が選任
DC口座	企業型DC口座と別口座	企業型DC口座
管理手数料	個人負担（年間2～5千円）	会社負担（0円）
資産運用	企業型DCと別に運用	事業主掛金とあわせて運用
iDeCoの 拠出可能額	月額5.5万円から事業主掛金等を 控除した範囲内かつ2.0万円以内 ※DB等に参加している場合は 5.5→2.75万円、2.0→1.2万円	事業主拠出とマッチング拠出を あわせて拠出上限額以内、かつ 事業主拠出額と同額以内
課税	掛金拠出時 : (企業型年金加入者掛金) 小規模企業共済等掛金控除 運用時 : 運用収益は非課税 (特別法人税は、令和5年3月末まで課税停止中) 一時金受取時 : 退職所得控除の対象 年金受取時 : 公的年金等控除の対象	

DCのみの場合

- iDeCo拠出額は、**5.5万円**から事業主掛金額を控除した額まで
- 上限**2.0万円**まで
- マatching拠出をしていないこと

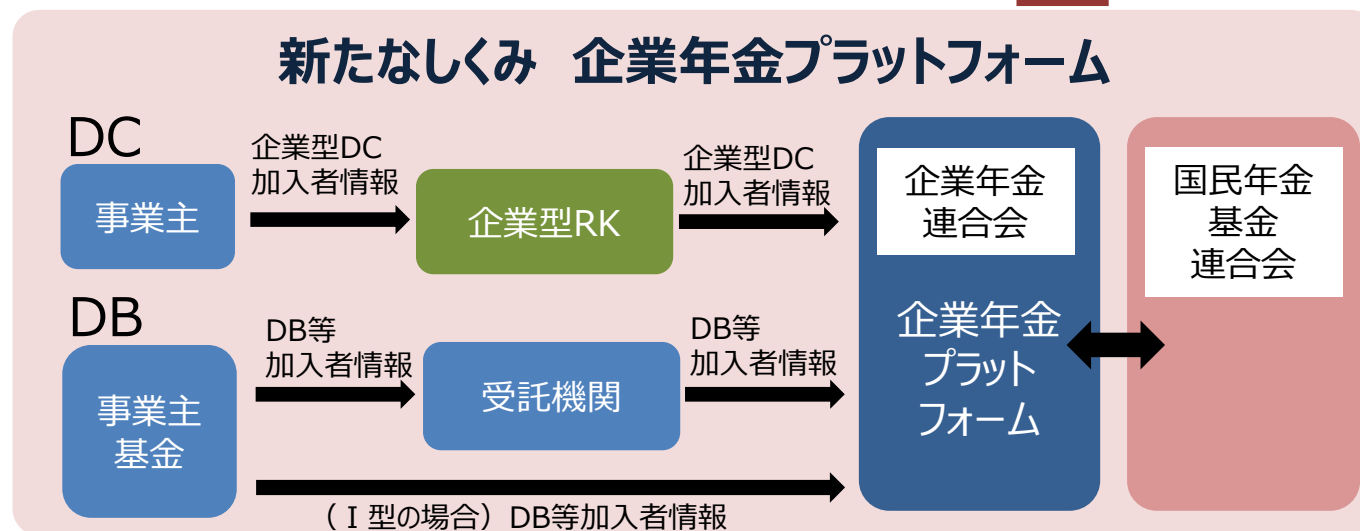
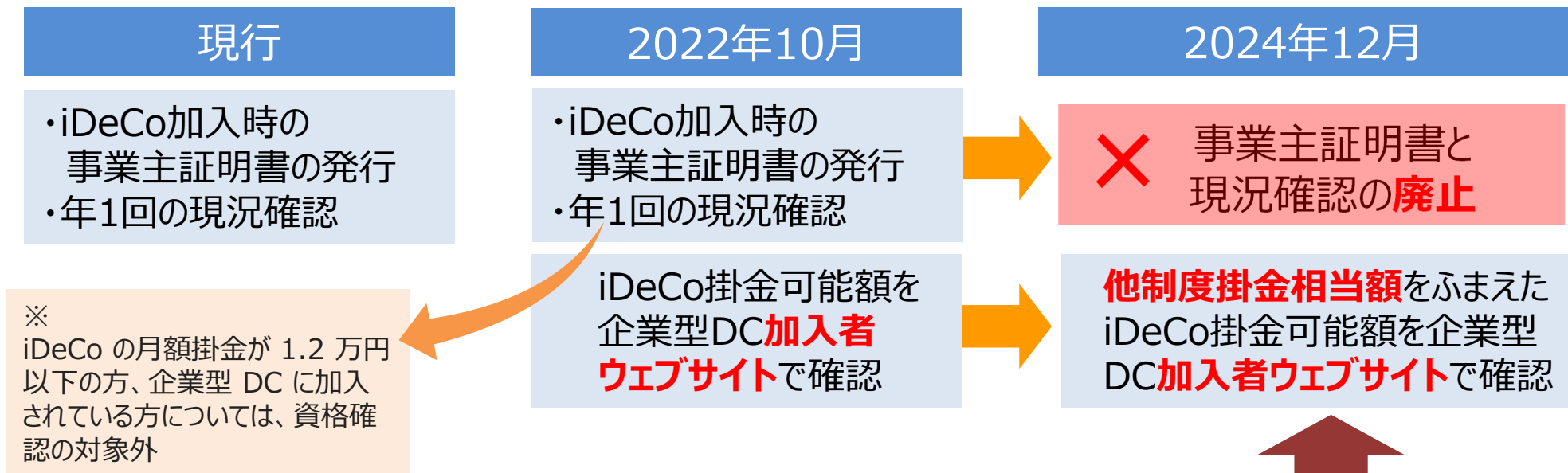


DB + DCの場合

- iDeCo拠出額は、**2.75万円**から事業主掛金額を控除した額まで
- 上限**1.2万円**まで
- マatching拠出をしていないこと



iDeCo拠出可能額の把握の方法



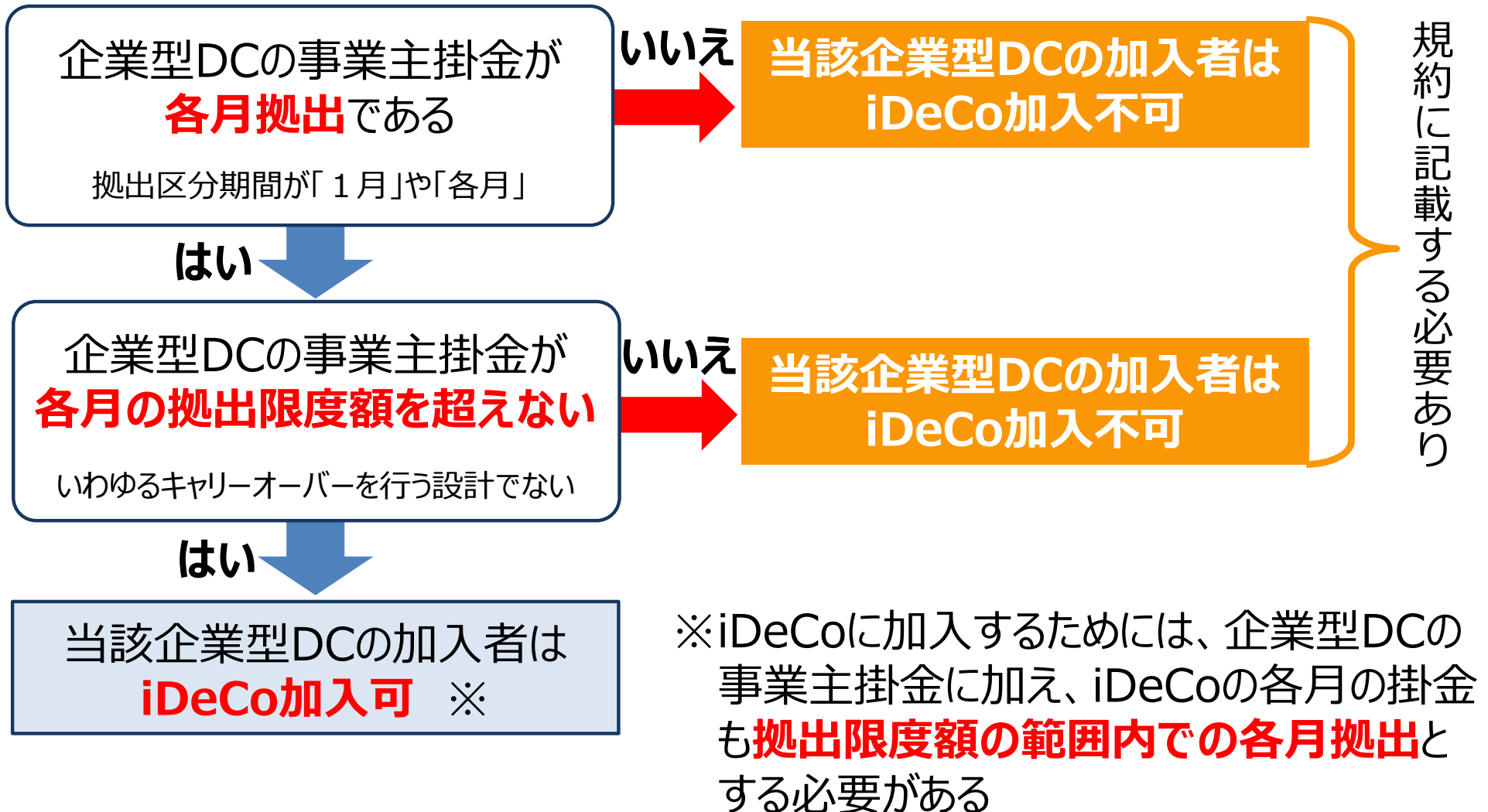
(注) 加入者情報には「他制度掛金相当額」を含みます。

年単位化となっている場合 iDeCoの並行加入ができない

- 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金については、平成30年1月から任意に決めた月にまとめて拠出（いわゆる年単位拠出）することも選択可能となっているが、この仕組みは**任意性が高く**、これを把握・管理してiDeCoの拠出限度額を管理しようとする、**国民年金基金連合会の事務処理・システム対応が極めて複雑化**するため、今回の要件緩和は、事業主掛金及びiDeCoの掛金について、**各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出に限る。**
- 事業主が、企業型DC規約において、各月の拠出限度額の範囲内での**各月拠出となっていない場合**は、当該企業型DCの加入者は**iDeCoに加入できない。**

出所：年企発0806第1号 令和3年8月6日
企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に係る対応について

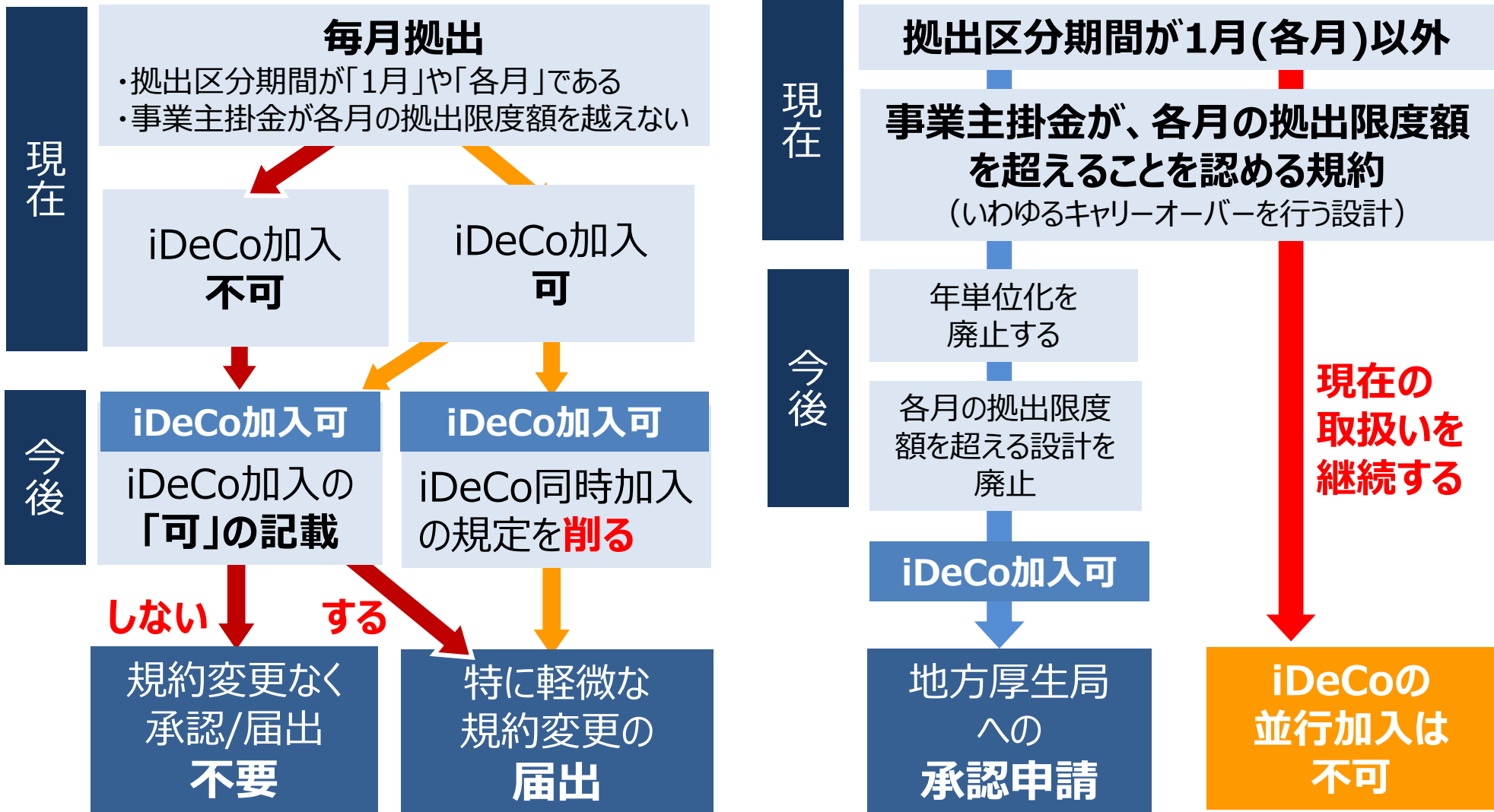
DC掛金の年単位拠出の取扱い



企業型DC規約の取扱い

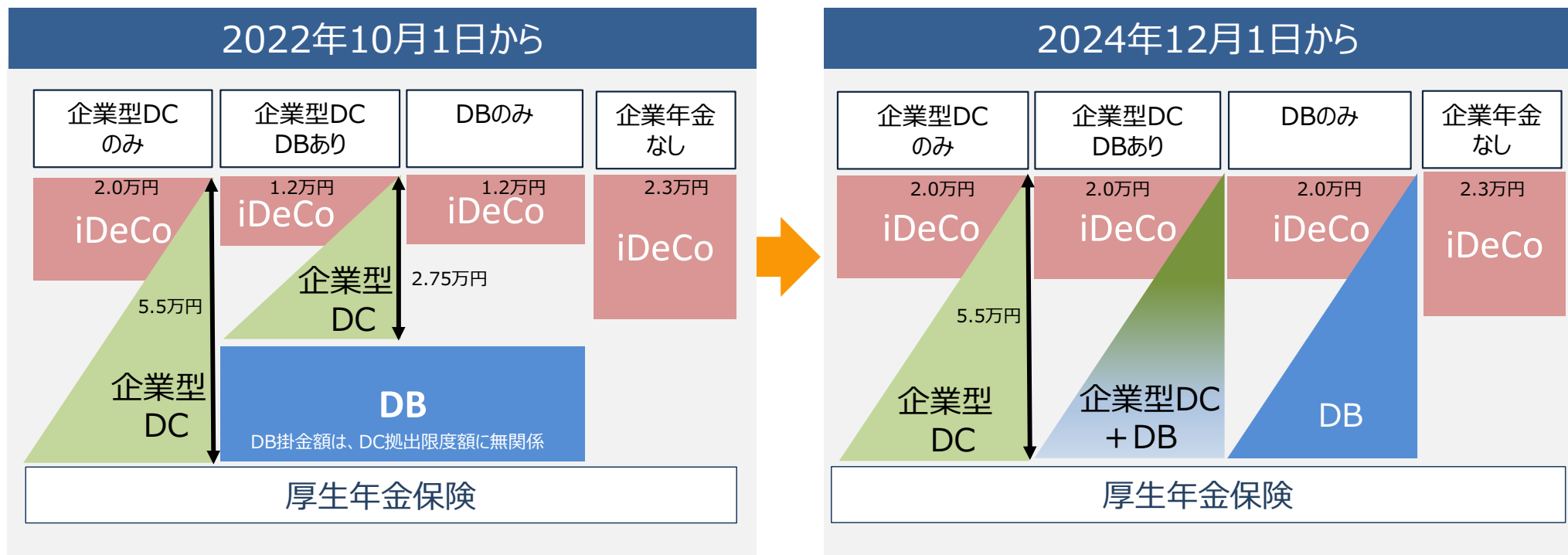
現在、年単位化でない事業主

現在、年単位化等の事業主



②DB等その他制度掛金相当額の反映

施行日	変更内容
2024年12月1日	<p>企業型DC、iDeCoの拠出限度額にDB等の 他制度掛金相当額を反映 (経過措置により従前の掛金拠出を可能とする措置あり)</p>



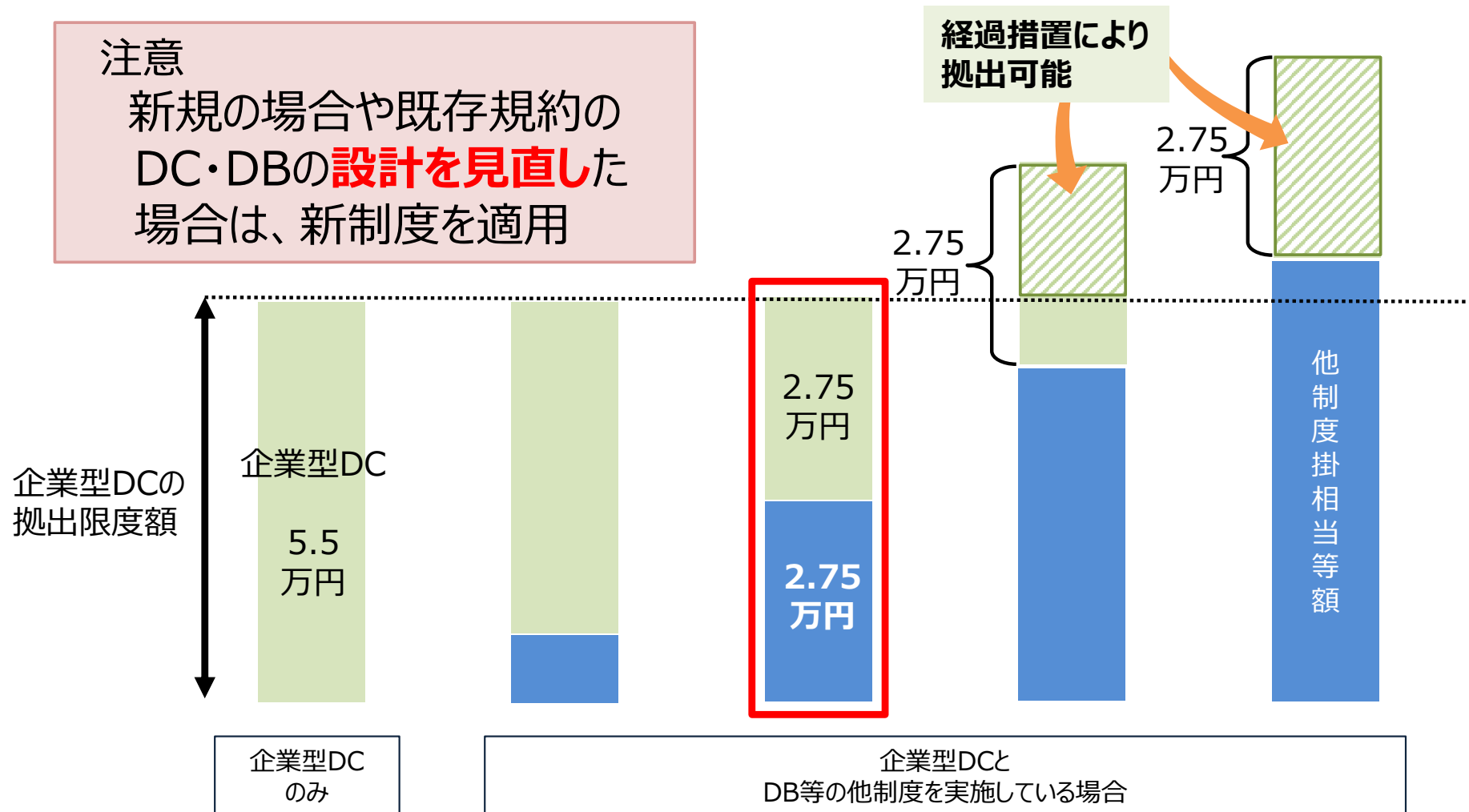
経過措置

施行の際の**企業型DC規約**に基づいた**従前の掛金拠出を可能**とする。

(注) DBの財政再計算で「基礎率の洗い替えのみ」の場合は**経過措置適用**

注意

新規の場合や既存規約のDC・DBの**設計を見直した**場合は、新制度を適用

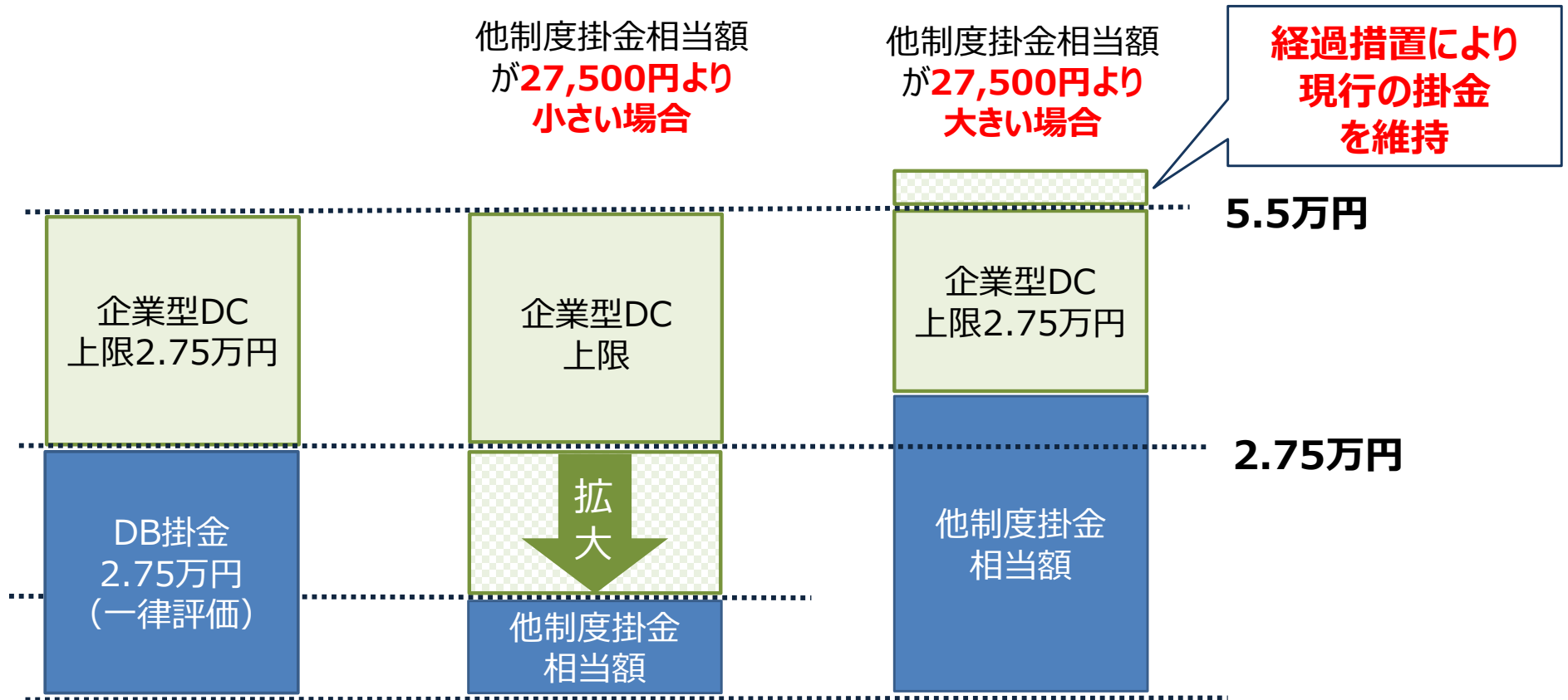


他制度掛金相当額の違いによる影響

現行



改正後



(4)実施事業所の統合・分割に伴う経過措置の取扱い（基本的考え方）

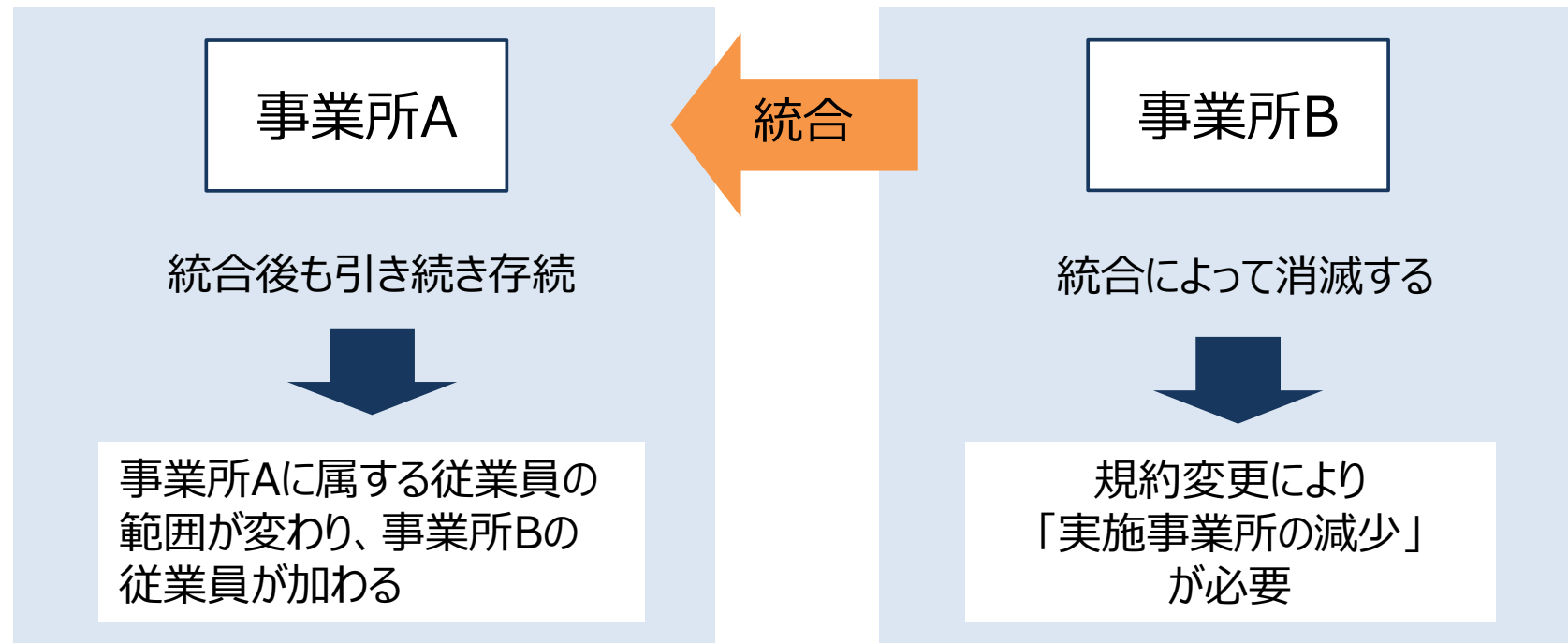
- 実施事業所の統合・分割が行われる場合は、
外形的に実施事業所の増加・減少を伴うことが想定される
- **「実施事業所の増加」**の場合は、
当該実施事業所は**「DC・DBの実施」に該当**することで**経過措置を適用できない**
(新制度の適用となる) 可能性があるが、

以下の事項に該当する場合は、基本的に、**経過措置の適用が可能**

- ① 増加する実施事業所の加入者に対して、引き続き従前と同じ規約を適用すること
- ② 経過措置の終了事由である事業主掛金の変更・給付設計の変更に該当しないこと
- ③ (実施事業所の統合の場合)
実施事業所の統合に伴い、同一の実施事業所内において新制度の適用対象となるグループが存在しないこと
(経過措置は企業型DC規約ごとに事業所単位で管理するため、**同一の実施事業所内で新制度と旧制度が混在することは不可**)

(4)実施事業所の統合・分割に伴う経過措置の取扱い（基本的考え方）

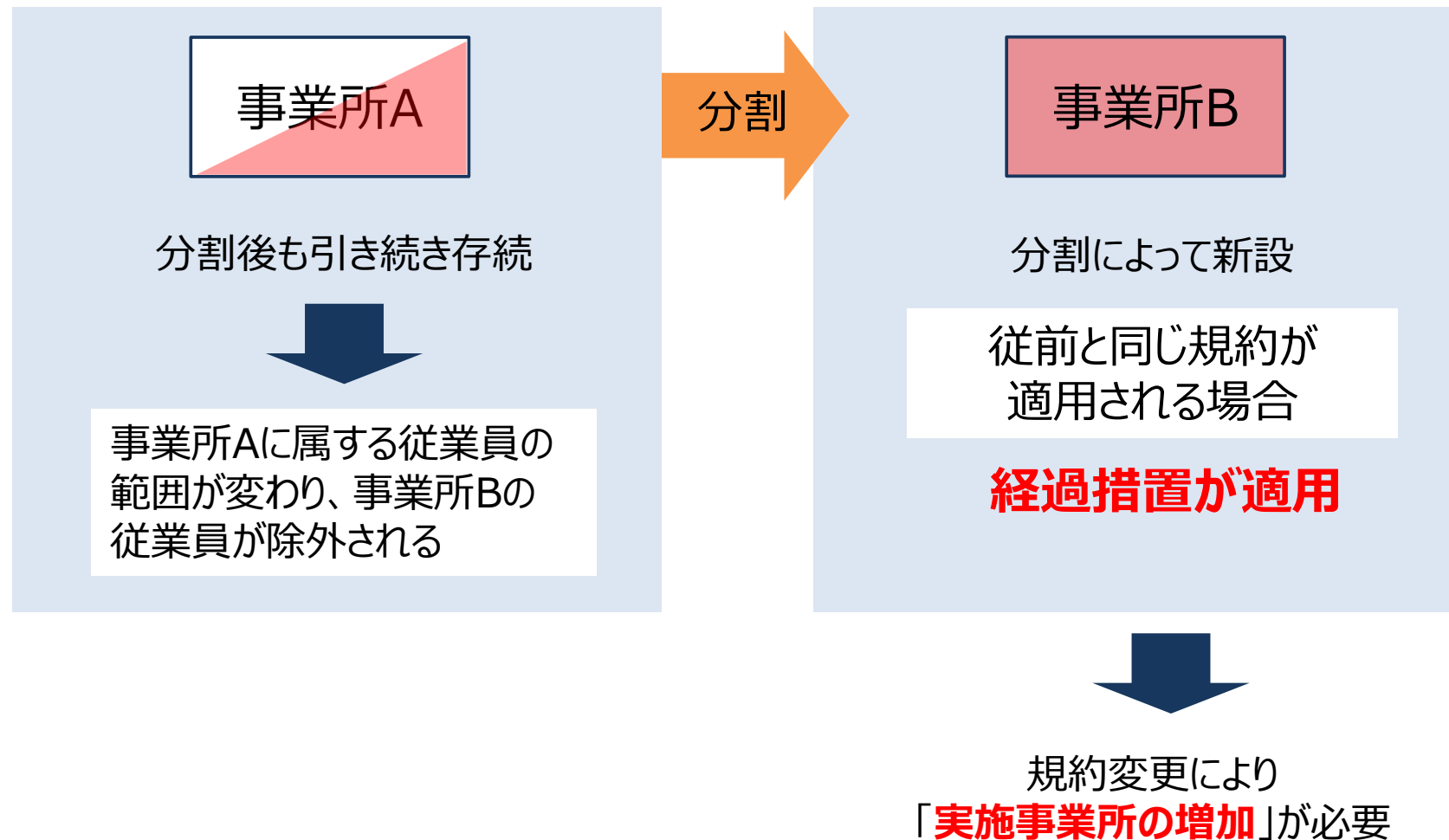
実施事業所の**統合**の場合



事業所Bの加入者に対して引き続き従前と同じ規約を適用する場合、当該規約に事業所Aを追加するために「実施事業所の増加」が必要になる場合も想定される

(4)実施事業所の統合・分割に伴う経過措置の取扱い（基本的考え方）

実施事業所の**分割**の場合



(5) 組織再編等に伴う経過措置の取扱い

- 代表的な組織再編等には、会社法に規定される組織再編の他、事業譲渡があるが（組織再編＝「合併」「会社分割」「株式交換」「株式移転」）・・・次頁参照

企業型DC・DBでは、これに伴って、以下のいずれかが行われることが想定される。

- ・ 実施事業所の事業主の変更
- ・ 実施事業所の統合・分割
- ・ 加入者（又は実施事業所）の移転



- 組織再編等に伴って実施事業所の統合・分割が行われる場合は、実施事業所の事業主の変更を伴っていたとしても、**新旧の事業主を実質的に同一とみなす**ことにより、実施事業所の統合・分割に伴う**経過措置の取扱いと同様の取扱いが可能**。

(5) 組織再編等に伴う経過措置の取扱い

組織再編の手法		概要
合併	吸収合併	一方の事業主が消滅し、他方の事業主に吸収される。
	新設合併	合併した事業主が全て消滅し、新たに設立される事業主に吸収される。
会社分割	吸収分割	事業主が一部の事業・従業員・事業所等を他の事業主に移転。
	新設分割	事業主が一部の事業・従業員・事業所等を新たに設立される事業主に移転。
株式交換		事業主は他の会社の子会社になるだけで、引き続き存続。
株式移転		事業主は新たに設立される会社の子会社になるだけで、引き続き存続。
事業譲渡		事業主が一部の事業等を他の事業主に譲渡。 ※ 吸収分割と類似しているが、吸収分割では権利・義務関係が包括承継されるため個々の契約について個別同意は不要となっているのに対し、事業譲渡では権利・義務関係が個別に承継されるため、事業譲渡に伴って譲渡元の企業の従業員が譲渡先の企業の従業員となる場合、個別に再度譲渡先の企業と雇用契約を結ぶ必要がある。

(6)実施事業所の統合再編・組織再編等の際の手続書類の取扱い

- 16～19頁の取扱いは、実施事業所の統合・分割や組織再編等に当たって、DC・DBの開始として扱わずに**特例的に経過措置の適用を継続**させるもの
- このため、これらのケースに該当する規約変更を行う際には、実施事業所の統合・分割や組織再編等の**事実を示す書類等の提出**が必要

対象とするDC・DBの規約変更

- ・ 事業所の統合・分割に伴って実施事業所の消滅や追加が生じる場合であって、特例的に実施事業所の経過措置適用の継続を図る場合の規約変更
- ・ 組織再編等（吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、事業譲渡）に伴って事業主を変更する場合であって、実施事業所の経過措置適用の継続を図る場合の規約変更

提出書類

- ・ 企業型DCの経過措置適用の継続に係る申立書
 - ⇒ ①経過措置の適用を承継する実施事業所の名称・住所及び承継することとなった理由（事業所の統合・分割の場合に限る）
 - ②変更前後の事業主の名称・住所及び変更することとなった理由（組織再編等の場合に限る）等を記載したもの（DBにおける地位の承継の届出に準じたもの）を想定
- ・ 事業所の統合・分割の事実を示す書類
 - ⇒ 事業所の統合・分割を議決した取締役会の議事録の写し等を想定
- ・ 組織再編等の事実を示す書類
 - ⇒ 法人登記簿謄本、会社の合併に係る契約書、事業譲渡に係る契約書、事業分割に係る計画書等を想定